

令和 6 年 度

南部町太陽光発電事業特別会計補正予算書（第 2 号）

議案第 89 号

令和6年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算(第2号)

令和6年度南部町の太陽光発電事業特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第1条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

令和6年12月13日 提出 南 部 町 長 陶 山 清 孝

令和6年12月 日 決 南部町議会議長 景 山 浩

第 1 表 債 務 負 担 行 為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
翌年度当初から発生する恒常的な工事又は製造の請負、財産の買入れ、物件の借入れ、業務の委託及び団体等への補助金の交付に要する経費であつて、前年度中に契約を締結する必要の生じるものについての支出負担行為	令和7年度	当該事項ごとに、翌年度の当初予算額として議決を得た額
合 計		